

質 疑 回 答 書

工事(委託)件名 : 都市計画道路 神立停車場線道路照明施設設置工事

No.	質 問 内 容	回 答
1	<p>照明柱姿図(参考図)に関する確認 図面番号1-10 照明設備詳細図と数量計算書を確認したところ、記載内容に相違がありましたので、照明柱姿図に関する確認をお願いします。</p> <p>(確認点) 照明設備詳細図に記載されている照明柱姿図は接続型の照明柱であり、本工事設計内容は単独型の照明柱かと思われます。 単独型の照明柱の場合、一般的には自動点滅器および引込口のターミナルキャップが設置されます。照明柱の適切な選定には、設置品目・向きおよび高さ等の情報も必要となるため、照明柱姿図に関する確認をお願いします。</p>	<p>設置品目につきましては数量計算書・設計図書に計上されているとおりです。 自動点滅器の設置位置は「GLから2.5m」、設置の向きは「車両進行方向の逆側」を想定しています。 また、引込金具・ニップル等は照明灯具から300mm程度離れた位置(影響がない位置)への取り付けを想定しています。</p>
2	<p>ケーブル(引込線)に関する確認 単位数量計算書のケーブル(引込線)を確認したところ、記載内容に不明確な点がありましたので、ケーブル(引込線)に関する確認をお願いいたします。</p> <p>(確認点) ケーブル(引込線)の数量は、H=5.0mのポールに対し、数量9.3mになる理由が不明です。</p>	<p>茨城県土木部発行の積算基準運用編(5-7)において、8mポールを基準として引込み線を6.3mとしています。 本工事では5mポールを使用するため、高さが基準より3m低くなることから、引き込むためのケーブルの差分3m分を上乗せして計上しています。</p>
3	<p>ケーブル(照明器具の電源線)に関する確認 照明器具から開口部までのケーブル(照明器具の電源線)に関する記載が見当たりません。 ケーブル(照明器具の電源線)に関する確認をお願いいたします。</p>	<p>茨城県土木部発行の積算基準運用編(5-3)のとおり、照明器具から開口部までのケーブルは照明器具に付属しているものとして積算しています。</p>
4	<p>照明柱(ポール)及び照明器具について 照明柱の太さがφ90となっていますが、照明器具の適合ポールはφ60.5となっています。 かつ、照明柱が図面で確認する限り埋設管用のポールになっています。 見積書の作成はどのようにすればよろしいでしょうか。</p>	<p>照明柱先端用アダプター(φ90→φ60.5)が照明柱に付属するため、照明器具の適合ポール径をφ60.5としています。 また、図面には電力供給方法について埋設管、架空線のいずれの記載もありませんが、本工事は架空線での電力供給としています。設計書及び数量計算書等においても架空線で引き込む計上としています。</p>
5	<p>本工事の電気供給の方法は、引込柱を建て埋設配管にて電気を供給するか、もしくは電力会社電柱より直接電気供給するかどちらになりますか。</p>	<p>本工事については架空線供給にて検討しています。</p>
6	<p>電力会社電柱より直接電気を供給する場合は、事前に電力会社と協議し、電柱の建柱の位置などが決定されていると思います。 本工事においては、電力会社の建柱位置の記載がありません。落札後、電気工事会社が申請するのですか。</p>	<p>電柱の建柱位置は市と電力会社で事前協議済みのため、電気工事会社からの事前協議は不要です。ただし、電柱の位置は、電力の申請をもって確定することから、電気工事会社の申請は必要となります。</p>
7	<p>もし、電力会社電柱より直接電気を供給する場合は、電源供給線が道路横断の場合、設計の照明柱が5mの場合、離隔の確保が難しいと思われます。 どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>電柱の設置場所及び電源供給線の位置は電力会社が決定するため、本市での回答はできかねます。 ただし、事前協議段階においては道路両側に電力柱を建柱予定としており、引込線横断箇所は無いと想定しています。 なお、電力会社の建柱用地交渉結果によっては横断箇所が発生する可能性も考えられますが、その際は供給方法について別途発注者との協議が発生する場合があります。</p>